

(様式 1-3)

ひたちなか市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	1	事業名	市道湊 1-1 号線法面保護工事	事業番号	D-3-1
交付団体	ひたちなか市		事業実施主体(直接/間接)	ひたちなか市(直接)	
総交付対象事業費	125,000(千円)		全体事業費	125,000(千円)	
事業概要					
<p>法面の崩壊の恐れが高い市道湊 1-1 号線について法面保護工事を実施する。 延長・規格:L=50.0m・H=9.0m</p> <p>法面对策工として、当初は既設法面に影響を及ぼさない崩壊法面のみを保護する軽量盛土工法(EPS工法)を計画したが、詳細設計において崩壊部の補強が必要となり、法面補強工法(ダグシムパイプ工法)を併用する工法を採用することに伴う変更を行う。</p> <p>&lt;復興計画該当箇所&gt; 津波を想定した沿岸部の避難道路等の確保 (p.13)</p>					
当面の事業概要					
<平成 24 年度>					
詳細設計		5,000千円 [既配分]			
本工事(法面保護工事)		95,000千円 [既配分]			
本工事(法面保護工事)		25,000千円			
東日本大震災の被害との関係					
<p>那珂湊地区の海岸線に沿う幹線道路である市道湊 1-1 号線は、津波及び液状化により、延長400mに及ぶ大規模な亀裂や地盤沈下が発生したほか、沿線の自然斜面で法面の崩落が確認され、土質調査の結果、法面の崩壊の恐れが極めて高いことが明らかとなった。法上に位置する既存家屋付近まで崩壊の危険性が及んでおり、その他周辺の既存家屋においても損壊判定結果、半壊・一部損壊の家屋があり、現在、避難している状況であることから、早急に整備し、市民の安全安心な暮らしを確保しなければならない。</p> <p>また、日常生活路線及び避難道路である当該道路沿線の危険箇所を解消することで、交通利便性と安全性を確保することができる。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
市道湊 1-1 号線の地盤沈下に伴う復旧については、国補道路災害復旧工事(23国災第2139号)による復旧工事が完了した。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式1-3)

ひたちなか市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 3 月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	3	事業名	那珂湊地区液状化対策事業	事業番号	D-19-1
交付団体	ひたちなか市		事業実施主体(直接/間接)	ひたちなか市(直接)	
総交付対象事業費	46,600(千円)		全体事業費	46,600(千円)	
事業概要					
<p>那珂湊地区における液状化現象に特化した地質調査の実施と調査結果を踏まえた液状化対策について、ひたちなか市液状化対策検討委員会でのその妥当性を審議し、液状化対策事業計画案を作成する。</p> <p>調査計画は、国土交通省より平成24年4月に示されたガイダンスに基づき、ボーリング基本深度を当初の10mから20mに変更し、基盤の深度を確認するボーリング及び微動アレイ探査を追加することについて、液状化対策検討委員会の中でその妥当性を確認した。そのため、ボーリングの延長、微動アレイ探査、及びそれに付随する解析調査の追加変更を行う。</p> <p>&lt;復興計画該当箇所&gt; 2-(1) 避難所・避難路の機能強化 方針2-④ 被災宅地等の液状化対策 (p.14)</p>					
当面の事業概要					
<p>&lt;平成24年度&gt; 那珂湊地区液状化地盤調査業務委託 40,000 千円 [既配分] 那珂湊地区液状化地盤調査業務委託 6,600 千円</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>那珂湊地区は、海拔5メートル以下の地形で、海や河川が埋め立てられた砂地盤で形成されている。液状化被害は広範囲に及び、地盤沈下により公共施設や家屋等に被害が生じた他、道路と宅地との高低差が生じ、市民の日常生活に支障を来している。</p> <p>被害状況は、全壊12件、大規模半壊8件、半壊28件の家屋が損壊判定された。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

ひたちなか市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	8	事業名	ひたちなか市造成宅地滑動崩落緊急対策事業	事業番号	D-14-2
交付団体	ひたちなか市		事業実施主体 (直接/間接)	ひたちなか市 (直接)	
総交付対象事業費	135,000 (千円)		全体事業費	135,000 (千円)	
事業概要					
<p>盛土造成地に被害が集中して発生した勝田台団地について、盛土土塊の末端のスベリを抑制し滑落を抑止するため、道路などを保護する法面に補強工等を施す。</p> <p>地質調査を行った結果、想定より補強工(アンカー)を定着させる基盤の深度が深かったため、1箇所当りのアンカー長を当初のL=15mからL=34mに変更する。また、震災後に発生した湧水(地表水)を適切に処理することにより滑動崩落の誘発を防止するため、地表水排除工を追加する。</p> <p>&lt;復興計画該当箇所&gt; 2-(1) 避難所・避難路の機能強化 方針2-⑤-2 被災宅地等の崩落防止 (p.14)</p>					
当面の事業概要					
<平成 24 年度>					
調査・設計委託 14,000千円 [既配分]					
グランドアンカー工 66,000千円 [既配分]					
グランドアンカー工 50,000 千円					
地表水排除工 5,000 千円					
東日本大震災の被害との関係					
<p>昭和60年に旧茨城県住宅供給公社により造成、分譲された市毛地区の勝田台団地において、水田や谷地など脆弱地盤を盛土した造成地に被害が集中し、地盤の大規模な崩落が発生した。</p> <p>地盤被害の状況は、切盛り境界部と盛土地盤の滑動によって大きな変形を起こし、震災から1年経過した今もなお、安全安心な日常生活を確保ができず、避難生活を余儀なくされている。被災者は、早急な生活再建を図るため、地盤の安定を望んでいる。</p> <p>勝田台団地の被災の状況は、全壊 3 件、大規模半壊 6 件、半壊 8 件である(H23.10.30)。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式1-3)

## ひたちなか市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 3 月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	17	事業名	水産業共同利用施設復興整備事業(磯崎漁港区域)	事業番号	C-7-3
交付団体	ひたちなか市		事業実施主体(直接/間接)	ひたちなか市(直接)	
総交付対象事業費	176,000(千円)		全体事業費	176,000(千円)	
事業概要					
民間公募により、被災した磯崎漁港施設(荷捌施設, 加工処理施設等)の更新, 増設を行う。 ①水産物荷捌・活魚施設(密閉型), ②水産物加工処理施設, ③海水取水, 滅菌装置(附帯設備) ＜復興計画該当箇所＞ 3 産業の活性化 (2)産業の復興 方針 5 被災した水産業共同利用施設などの水産基盤の復旧を促進し, 水産業の早期復旧と水産加工品の販路拡大を目指します。(p.24)					
当面の事業概要					
＜平成 25 年度＞ ・調査・設計 16,000千円 ・施設整備工事 160,000千円					
東日本大震災の被害との関係					
磯崎漁港区域では, 地震・津波により, 岸壁等の漁港施設, 市場施設等の共同利用施設が甚大な被害を受けている。荷捌施設については, 施設被害調査を実施したところ, スラブ(屋根部)全体の崩壊も含め, 安全は保障できないとの報告を受けている。 現在, 被害を受けた荷捌施設と活魚施設および加工施設については, 応急復旧のうえ, 何とか使用している状況であるが, 何時利用できなくなるか不透明の状態である。そのことから, 当施設について今後, 中長期的に使用するとは難しく, また, 現在管理している漁協が完全復旧もしくは更新するには多額の費用がかかり, それだけの体力は持ち合わせておらず施設の維持が難しい状況である。 一方, 当該施設については, 市の水産業復興ビジョンに「魚食普及対応施設の積極的な整備, 漁獲物の付加価値向上と6次産業化の推進, 水産加工製品の販路拡充を図り漁港及び周辺地での賑わいを取戻し地域の活性化を図るなかで水産業の復興を目指す」とあるように, ひたちなか市の産業復興には必要な施設であり, 当事業により水産基盤の復旧を促進し, 早期の水産業復旧と市の復興を目指していく。 当事業においては, 荷捌施設等を密閉型に整備することにより衛生管理を充実させ, 漁獲物の付加価値の向上を推進していく。また, 加工施設については, 現在荷捌所内に設置されており, 衛生上の問題や利用時間等の制限があり, 不便な状態にある。当事業にて加工施設を荷捌所と隔離することにより, 足洗い場設置等での衛生管理の向上や加工品の新製品開発で魚価のアップを見込んでいく。さらに, 現在の加工施設では規模, 設備面等で限界のある生産性を新施設にて向上させ, 地域消費のみならず県内全域などに販路を拡大していく。 地域の活性化の面では, 磯崎漁港地区に隣接する阿字ヶ浦海水浴場周辺旅館・民宿, 店舗等の民間団体が提携し, 地魚販売所の整備を計画しており, 漁港内に荷捌施設と加工処理施設等を併設し集約施設とすることで, 産業の活性化を含めた漁港周辺地域の一体的な復興整備を促進するものである。					
関連する災害復旧事業の概要					
磯崎漁港施設の岸壁・護岸・臨港道路, 県管理施設については, 県が復旧工事を実施する。 ※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					